

第2回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】 令和3年3月24日（水） 午後3時00分～午後4時22分

【開催場所】 佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員） 50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、内川実佐子、小城原直、高原陽子、田島広一、西村康喜、松本昌代
（事務局）

古賀地域振興部長、馬場協働推進課長、無津呂係長、納富主査、南里主事

【公開又は非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

前回の検証委員会は、これまでの経過や、今後の検討の進め方等について委員の皆様にご話を伺った。前回の約束どおり、「条文・逐条解説検証確認票」が送付されてきて、どこまで書くか皆様相当悩まれたとは思いますが、結構な量が出てきたと聞いている。それを具体的に話し合うことから始めるので、後ほど、検証の進め方についても提案があると聞いている。そのことについて、議論いただきたいと思う。

2 第2回審議事項

（1）検証の論点整理について 資料1、資料2

（委員長）

毎回、佐賀市では、このような審議会や委員会を、公開の原則で行われているので、公開で行いたい。

資料1と2が、事前に提出いただいた「条文・逐条解説検証確認票」の集約について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

ただいま委員長から説明があったとおり、前回の検証委員会以降、委員の皆様にご確認票をお送りさせていただいた。たくさんのご意見を頂戴して、それを委員ごとに集約したものが資料1であり、それをさらに条文ごとに整理したものが資料2で、条文ごとに委員の皆様のご意見を掲載した。資料2の1ページに、それぞれの委員の方がどの部分について、コメントを頂戴したかの一覧表を記載している。

全般的な意見も含めて、20の条文に対して委員の皆様から御意見をいただいている。今回は資料1に沿って進めさせていただきたいと思う。

（委員長）

皆様から提出された意見は資料1に委員ごとにまとめている。順番は50音順に並んでおり、私が一番上になっているので、順に委員名に従って、補足を含め説明していきたい。

まず、前文本体のところに「年齢や性別」と書いてある。これは、条例を作るときから一番工夫したところではあったが、その中に「国籍等に関わりなく」と入れてはどうかと思った。それは、今回コロナのときに給付金として10万円が、国籍に関係なく市民に支給されたと思うので、そのことを聞いてみたところいわゆる外国籍の方も住民基本台帳に載るようになったと聞いている。

私が大学の学生部長のときの外国人の取扱方法というのは結構難しく、市民にあたるのかという事については随分検討したことがあったが、このように変わってきたと聞いたので、それを踏まえ、「年齢や性別及び国籍に関係なく」という文章にならないかという事と、最近様々な活動の大きな目標としてはSDGsの17目標に向けて動くというのが我々の使命と考えているので、SDGsの17目標を佐賀市の目標として記載できないかと考えている。

それから、第2条、第23条の中で、支える担い手として自治会や婦人会などが書いてあるが、今、まちづくり協議会が育ってきて、大きな役割を果たしつつあるのではないかと、自負している。私は久保田のまちづくり協議会の顧問をしているが、色々な意味で婦人会、老人会、社会福祉協議会等を束ねる役割、横串を刺す役割を担う重要なものに育ってきてつとめると認識したので、まちづくり協議会をぜひ一番頭の部分に入れてはどうかという提案である。

それからもう一つ、この前からジェンダーの問題の一つとして、クォーター制というのが話題になった。日本は女性議員の比率が先進国の中で一番低いということだが、女性比率3割を確保する仕組みとして持っている国もあるそうなので、そういうものを意図的に導入することが議題として起り得るのではないかと思った。ただ、これは参政権の問題と関わってくるので、社会的な対立を引き起こす可能性もあるということを感じた上で、議論してはどうかと思い提案させてもらった。

(委員B)

前回、私は欠席していたため、少し勘違いをしていたのかなと思っている。私は、条文あるいは逐条解説をこう変えたらいいとかではなく、運用がその後どうなっているかを書かせていただいた。

第1点目は、第19条の意見等の取扱いである。市長等は意見等を受けたときは迅速かつ誠実に対応しなければならないという条文があるが、この条文に則して、市民等からの意見が具体的な施策などにつながった事例があるのか教えていただきたい。

やはり意見を出しても何らそれにつながらなくなると、なかなか意見が出なくなってくるのではないかと思う。もしもそういうものがあれば、ぜひ積極的にアピールすることによって、市民が自分たちでまちを動かしている、市を動かしているという気持ちを持ってもらえるのではないかと思い、質問させていただいた。

第2点目は、審議会等についてである。審議会等は幅広い層の市民から選任するよう努め

るものとなっている。この会議にも多くの方が選出されているが、市民から選任されている人の割合や、選任する際にどういう基準や方法で積極的に公募などしているのかということをお教えいただきたい。

この点についても実際にはなかなか引き受けられる方がいなくて、市も苦勞をされているとは思いますが、それは分かった上でより多くの多様な方の意見が市政に反映されるためにはやはり、こういう方法にどういう工夫があっているのかということを知りたい。

第3点目は、前回は出席できなかったが、佐賀市の地域づくり交流会の資料等をいただき、非常に興味深く読ませてもらった。基本的には、まちづくり協議会から参加されていたと思うが、市民以外の団体や法人にも参加してほしいならば、こういう場にこそ来ていただくことが将来的につながるのではないかと思った。

(委員長)

私とB委員に対して質問はないか。

(委員G)

SDGsの17目標が私はまだぴんと来てないので、教えていただきたい。

(事務局)

SDGsのそれぞれ17の目標に合った色も設定してあり、それがバッジにもなって、身に付けている委員もいらっしゃる。2030年までに17のゴールを目指したいろんな施策を行っていくような形になっている。

SDGsの17の目標は、次のとおりである。

- ① 貧困：あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- ③ 保健：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- ④ 教育：すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- ⑤ ジェンダー：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
- ⑥ 水・衛生：安全な水とトイレを世界中に：すべての人々の水と衛生の利用可能と持続可能な管理を確保する。
- ⑦ エネルギー：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- ⑧ 経済成長と雇用：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- ⑨ インフラ・産業化・イノベーション：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの推進を図る。
- ⑩ 不平等：国内及び各国家間の不平等を是正する。
- ⑪ 持続可能な都市：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

- ⑫ 持続可能な消費と生産：持続可能な消費生産形態を確保する。
- ⑬ 気候変動：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- ⑭ 海洋資源：持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- ⑮ 陸上資源：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用への促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対象ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- ⑯ 平和：平和と公正をすべての人に」持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進しすべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- ⑰ 実施手段：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(委員長)

佐賀市はこのSDGsを何らかの形で公的に位置づけられていることはあるのか。

(事務局)

前回配布した第2次総合計画の資料の中にも少し記載はあるが、それぞれの事業の基本計画、それがどれに当てはまるかというところまではこの中には示されていない。

(委員長)

これを引用はするけれども、まだ公的にこれを目標にするとか、特に何らかの形で公的に表明したことはないが、総合計画などにその中の思想を取り入れて記載するようなやり方をしてきたということか。議会においては特になのか。行政と議会が2本柱だと思うが、SDGsを公的に目標とする等を表明したことはないのか。

(事務局)

私の記憶する範囲では、議会でSDGsに関する質問で出たことはあるが、具体的にこの施策はこの目標と関連付けることまでは明言していなかったと思う。

(古賀地域振興部長)

補足だが、先ほど申し上げたとおり、総合計画の考え方の中にSDGsを意識して施策を進めるということを記載している。ただ、基本計画の中の一つ一つの施策の中には、目指す方向性というのはまだ入れ込んでない。それは、各部署で意識してそれぞれが目標を持ってやるようにということまで留め置いている。

それと、総合計画はあくまでも行政の計画で、この中に議会に関しては事務的なところしか盛り込めないが、議会独自でということは我々も聞いていない。ただ、市政一般に対する質問の中でSDGsに取り組むことということは議員のほうから質問をいただいている。

(委員長)

他にも何かあったらぜひ解説してほしい。

(馬場協働推進課長)

もう一つ、総合計画を見直すときにどの項目がSDGsのどれに当たるかというのは、内部資料として作成しており、例えば参加と協働のまちづくりは17番のパートナーシップが該

当するのではないかという一覧表はある。

(古賀地域振興部長)

それを各部署が意識してやるようにということである。公的にこの計画に載せてまではない。

(委員長)

行政の中で、それぞれの部署にSDGsのそのような目標があるだろうから、SDGsの中に記載された目標と自分の関わっている課題等が合致することが多いと思うが、そういうときにはそこを意識しながらやりなさいという、コメントや行政的な指導とかがなされていることはあるのか。各リーダーに任されている段階ということによいか。

(古賀地域振興部長)

自治体によってはSDGsを成果目標として定めている自治体もあるが、佐賀市はそこまではしていない。まだ意識をして、各部署で該当するところを内部で把握して、それを施策に生かしていこうという段階である。

(委員長)

佐賀県は、地球温暖化関係でそういう組織があるから、そのキャプテンから私は講義を受けたが、SDGsを市民やいろんな人たちの間に広げていくことが自分の仕事だとかというふうに認識されてあった。県はそういうことを行政の努力目標としてやっているというのがあるのかもしれない。その仕組みがよく分かっていないので、今度、調べたいと思う。

B委員から出されたものでも構わないので、何か質問はないか。

1つだけ確認だが、法的審議会という法律に定められて行われている審議会があると思うが、それはどれくらいのあるのか。審議会、委員会にはどんなものがあるのか。

(事務局)

内部の資料で調べたところ佐賀市には、法令に基づく審議会、委員会が45、それから要綱及び任意の分が27、全体で72設置されている。

(委員長)

ちなみに、この委員会はその中に含めているのか。

(事務局)

この自治基本条例検証委員会は法令に基づいた委員会になる。

(委員長)

条例で4年を超えない範囲で再検討するという事は決めていたような気がするが、それもやはり法律、条例に基づく審議会ということになるのか。

(馬場協働推進課長)

そういうことになる。

(委員長)

先ほど言われたみたいに、審議会の構成を、私が提案したクォーター制のことに審議会のことがあるので、次回の議会ぐらいまでにデータを教えてほしい。

市民からの意見の集約と意見が出されたときの取扱い方について、その手法を教えてください。

(事務局)

意見の集約だが、市政への提言については秘書課を通じて出される場合が多いと思うが、提言された内容は各担当課で責任を持って回答し、今後の業務に反映していくような仕組みづくりを確立している。

具体的な施策などにつながった事例があればということだが、市のホームページに掲載している提言の直近の例であれば、プレミアム付商品券の使用期限を延長してほしいという要望に対しては、実際に6月まで延長になっている。また、マイナンバーカードの申請窓口と交付窓口が一緒なので待ち時間が長いという要望については、それぞれの窓口を別々にして待ち時間が少なくなるよう改善するなど、提言された内容が実際の施策に活かされている。

他にも幾つかあるかと思うが、佐賀市のホームページに公開希望の提言については回答を出しており、その中で実際に施策につなげていくような形で回答してあるものもあるので、そちらをぜひ御覧いただければと思う。

(委員長)

次回からの改定作業の中で、最初の立ち上げのときからどうやって意見を求めて、それに対してどう反応するかということは非常に大きなテーマだったので、もう一回そういう議論をやっても構わないのではないかと思うので、次回以降に回したい。

C委員からSDGsの話がもう一つ出ているので、説明をお願いしたい。

(委員C)

私が書いていたのが、特に条文、逐条解説で指摘する項目はないが、全体的にSDGsを意識してみてはということだったので、これは委員長と同じ意見だと思っている。

具体的には、佐賀市まちづくり自治基本条例の冊子や子どもが学べる漫画に何かSDGsに関することを差し込んでもらえると、もっと身近に感じられるのではないかと思う。

子どもたちはSDGsのことは学校でかなり勉強していると思うので、自分たちが清掃活動をしているときに、これに取り組んでいるんだという意識が高まると思うので、こちらの意見を述べさせてもらった。

また、第12条の職員の役割、第22条の協働の推進は指摘する項目ではなく、前回の委員会でA3判の資料があって、この中に職員の研修という項目があったが、これだけでは多分協働が学べるような研修ではないなと感じた。

それから、条例のパンフレットには清掃作業で道具の準備や後片付けは職員がやるが、清掃自体は各地域の市民というように何か役割分担をされていて、協働という感じが全然していない。同じことをやるにも、顔が見え、一緒にやっていると実感できる協働を実現できたらと思う。書きぶりだとは思いますが、そのような事例があれば、書き記してもらえたらと感じた。

(委員長)

先ほど出た、職員がまちづくりというか、地域コミュニティに参加するというのは最初の頃からの議論にあり、このことについても何らかの形で検証できればと思うので、また今度逐条議論の中で話が出てくればと思う。

続いて、副委員長からお願いしたい。

(副委員長)

私からは第9条の事業者、地域の貢献、地域社会に貢献する「一員としての自覚を持ち」ではなくて、もっと強く、「一員であることを自覚し」としたい。特に、地場産業は結構地域貢献をされているが、大型店は出店するときに地元を優先して入店させると言うのだが、金額が高いし、売上げがちゃんとないとすぐ退店してくれとなっていく。仕入も市外から持ってくるし、商品にしてもそうである。利益はもちろん市外に、持って行ってしまふ。地元貢献するのは人件費だけだ。そういうことで、市に出店してくるときにもっと行政から強い要望を出すなどのことをしていただかないといけない。

それから、支店長が変わっていく中で、次に来た支店長は売上げを、とにかく利益を利益をということで変わってくるので、地域への貢献はさらさら考えていないのが非常に腹立たしく思っている。そういう意味で、もっと強い文言はないのかなと思ひ、こういうふうにかかせていただいた。佐賀に進出するときの契約にそういう文言を入れさせるということが重要ではないかなと思ひている。

それから、第31条だが、非常に外国人が増えてきている。定住者だけでなく、いろいろな研修で来たりしている。日本人は外国に行くと、その国の法律や規則をきちっと守るが、逆に日本に来る人は、そうでもないと感じる事がある。ごみ問題でも非常に問題を起こしているのだから、もっと今のうちにそういう条文をつくっていく必要があるのではないかなと思ひます。日本に来るのであればこうなのだというようなことをきちんと教えるのが重要ではないかなと思ひている。

それから、その他で記載しているが、地域づくり交流会にこの前参加したが、うまくいっていることをどんどんみんなが話す。そうではなくて、課題やうまくいっていないことを出し合って、お互いに「こういうふうにしてうちは解決したよ。」と言う様な事を情報交換すれば、もっと活性化していくのではないかなと思ひている。

第8条にも「市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するように努めなければならない」と書いてあるので、そういう課題をどんどん出していただければもっと盛り上がっていくのかなという風を感じる。

(委員長)

前回の地域づくり交流会は、いわゆるウェブ会議だったようだ。膨大な資料が見られたので、参加できなかった私としては面白かった。あのような形式で行われるというのもいいかなと思ひて見ていたが、先ほどの副委員長が指摘されたような問題があるだろうと思ひます。

それから、企業の問題もこれを書き上げていくときの大きな課題の一つだったと思ひますので、これも逐条審議の中でまた副委員長から提起していただければと思ひます。

それから、外国人のことは私も同じ意見というか、ちょっと視点が違うかもしれないが、
どういう取扱いをするかというのはこれからまた議論していきたいと思うので、よろしくお
願いしたい。

E委員も国際的な問題のところを書かれているが、説明をお願いしたい。

(委員E)

国際的な問題の事は、この条文でという限定的なものではないと思うが、大分定着してき
たので、地球環境問題もSDGsで置き換えてもいいのかなと思った。それから、鳥取市の
自治基本条例の市民自治推進委員会と東京の港区の自治基本条例が、新型コロナウイルス関
連で4年を待たずに見直しの答申が出ている。やはり委員長が話されたように、マスクを配
ったり、10万円を配ったりという動きがあったので、そのときに公衆衛生の問題で見直しを
している自治体があったり、子どもの就学前健診とか予防接種、他にも、これからは多分新
型コロナウイルスの予防接種の問題だとか、がん検診とかもこれから動きがあると思う。外
国人だから新型コロナウイルスの予防接種は打てないということにはならないと思うので、
どこかで公衆衛生というか、身の安全を市民として守るところを性善説に立って文言
を書くべきだと思っただけの提案である。ここの条文にというのが正しいのかどうか分から
ないが、今出てくるもので、地球環境問題という文言はSDGsにして、新型コロナウイルスを
盛り込むことが必要かなと思った。

(委員長)

いろいろなところで、コロナ前とコロナ後でいろんな視点が変わったり、それからシステ
ムが変わったりしていく可能性が指摘されているので、そういう経験をした後で、この自治
基本条例をどう見るかということも議論していければと思う。

それでは、F委員からお願いしたい。

(委員F)

全文読ませていただいたが、随分いろいろなところに配慮されて、つくるときにすごく御
尽力されたのだろうというのがしみじみと分かるような条文だったと思う。したがって、
極端にこれはどうかというのはなかったかなと思っている。そこで疑問に思ったことだけ
を書いている。

例えば、佐賀市に住民投票条例がもともとあったのかということだ。第21条に住民投票と
あるので、これをもって住民投票条例と解釈してあるのか、どうなのか思っている。この条
例ができた8年前、それ以前は住民投票という条例はなかったのかと思って、それを聞かせ
ていただきたい。

(委員長)

住民投票について、説明していただきたい。

(事務局)

まず住民投票条例自体は、佐賀市にはない。この自治基本条例の中で住民投票の部分は書
き記してあるが、これがイコール住民投票条例というわけではなくて、必要となったとき、

その都度、関係する部署が制定していくというような形の個別設定型を想定しているので、今現在は住民投票条例として明確なものは存在しない。

(委員長)

他の自治体の中に、この自治基本条例の中に住民投票を行うと記載したところがあったような記憶がある。だから、そのことを要求される委員の方もおられたと記憶している。ただ、議会が最終的な決定権を持つと思うが、多分その関係でこれはできるという感じになっていると思う。個別に実施することができる条項になっているので、するとも、しないとも言っていない。決めるのは、各個別の事案について条例に従って議会で定めるということだと思うので、その辺りがちょうど着地点になっている条件だとは思う。

だから、このところについてもまた見直しの意見が出れば、一番大きいのは議会との関係になると思うが、そのような点を調整した上で、変えるか否かが決まっていくと、私は解釈しているのでよろしいか。

これが今、自治基本条例で定めた条項のうち、変えたほうがいいテーマがあるということはないので、今のところはこの点で動かないでいるということだ。前回もその点は特に議論にならなかったもので、このままになっていると私は解釈している。また議論の際に提起してほしい。

(委員B)

住民投票条例に関してちょっと追加させていただくと、根拠条例になるためには、第21条の2項にあるように住民投票の資格者や、いつまでに公示し、いつやるかとかいうことまできちんと定めていないと根拠規定にはなり得ない。自治体によって住民投票に関する条例の定め方が少し違っていて、一般的に事前にそういうことを全部定めていて、事案ごとにその条例に基づいて投票をする場合と、あとは個別の案件が出てきたときに、その案件に関する住民投票に関する条例という形で個別の条例をつくっていく形と2つの形があって、それは自治体を選んでそれぞれつくられている。もし、今後この点を議論されるということであれば、今のところ個別型でいくことを前提にしているが、それとも、一般的な住民投票条例をつくることまで求める条文にするのかということになるのかなと思う。

(委員長)

続いて、G委員から説明をお願いしたい。

(委員G)

私からは、言葉がちょっと気になるところを洗い出したような感じで挙げている。

まず、第2条の定義の第6号がまちづくりということで、「公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。」と本文に書いてあるが、これについて説明をもう少し詳しくしてもらわないと誤解を招くかなと思う。

パソコンで「公共の福祉」とは何かというのを調べると、やはり何らかの「お互いに利益を求めるものの総体」とか書いてあるが、そういうふうな中身が、もう少し具体的な説明をしておかないと、定義の中でここだけちょっと理解しきれないというか、誤った考え方にな

るのではないかなと思った。

それは、第6条も同じ意味だ。公共の福祉というところの説明がもう少しということで共通して言えるところかなと思う。

第5条は、まちづくりの基本原則ということだが、この中の本文ではなくて説明のところだが、市民が情報を共有するためには行政の協力が必要で、いまだ一般市民が情報を収集しているとは思えないので、情報共有の原則の説明のところでもう少し具体的なところを示していただければと思う。ただ、現状は、ここは回覧板とか、全戸配布とか、公民館だよりとか、いろんなところで地域に情報を流してはいると思うが、そういうところはもう少し分かりやすい表現でもいいのではないかなと思った。

それから、第6条の市民等の権利というところも同じである。公共の福祉ということで述べている。

第7条の市民等の役割及び責務では、自ら積極的にに関する情報を収集すると書いてあるが、自らがどのくらい収集できるのか難しいところがあり、言葉をもう少し考えていかないといけないと思った。

第8条の「市民活動団体の役割及び責務」についてだが、この「市民活動がまちづくりの中核となるべきもの」と表現されているが、逐条解説の説明の中では「市民活動団体にはいろんな団体がある」と記載がある。その点との絡みが分かりにくいので、その相違点をもう少し表現してもらった方がいいと思った。いわゆるコミュニティ活動とまちづくり協議会との活動がどう違うのかが少し疑問に思うところでもある。

第12条は、職員の役割及び責務で、先ほども言われたように、結局この本文の第2項に「本市の職員は、全体の奉仕者として」という、奉仕者という、ちょっとボランティア意識というか、そういう表現が適切なのか疑問に思う。協働でやるのだからもう少し分かりやすく表現してほしい。また、職員は同じ市民なので、奉仕者という言葉をあえて使わなければならないのかと思ったので、そこは皆様の意見を含めて検討していきたいと思う。

また、逐条解説の説明書きの下に1項、2項、3項と書いてあり、4項（3項の後段）のところ「職員の一人二役運動を推進」と明記されているが、本当に、積極的に参加すると、求められているよというのと、職員の一人二役運動に対して説明をしながらも、現状そこまで至っていないので、もう少し意識づけるために、逆に本文の中に入れてみたらいかかという提案である。

それと、第2条の説明の中で迷っているのが、地域コミュニティとかボランティア活動や子どもへのまなざし運動。これは共通するところも多々出てくると思う。これをわざわざ言葉を分けたのは、もう少し何か意図するものがあるのかと思い、それを協議していきたい。

次に、第23条のコミュニティ活動の逐条解説の説明の中で、コミュニティ活動に対して、「地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり」とはっきりうたっている。いわゆるコミュニティ活動の中には当然まちづくり協議会が入ってくると思う。それは自治会が中心となり進めていくとうたっているなら、それをもう少し表現を強めてもいいと思った。

それと、第23条の第2項の最後に「地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。」と記載があるが、これは今でもあるのか。何か変わったのかと思ったので、その点だけ確認したい。

次に、第24条の災害等への対応に対しては、逐条解説の説明のところで、第1項の2段落目に「地域の自主防災組織や国、県、他の地方公共団体」と書いてある。自主防災組織の強化をここであたっているわけだが、その割には、まだまだ自主防災組織、地域における危機管理というものが不十分と考えられるので、もう少し行政としても自主防災組織への協力というか、要請を自治会のほうに進めてもいいのではないかと感じた。

(委員長)

市から情動的なことで何か答えられることはあるか。

(事務局)

まず、自主防災の分だが、消防防災課に確認しており、組織率は佐賀市の世帯数が分母、校区の防災組織結成状況の世帯数と単位自主防災組織の世帯数、これを足し合わせたものが分子で、世帯ごとで何世帯が該当するかで算出し、3月1日現在で組織率が77.81%になる。

(古賀地域振興部長)

自主防災組織の単位がばらばらなので、世帯数で割り出しているということだ。

(委員長)

自主防災組織はいろいろ仕組みがあるのか。

(馬場協働推進課長)

校区でつくられている自主防災組織と、単位自治会でつくられているところもある。

(委員長)

了解した。他にG委員の質問に対しては何かないか。

(事務局)

地域コミュニティ推進事業による支援の部分だが、具体的には1つ目に、校区での実践として、まちづくり協議会が立ち上がっていないところに対して、ワークショップ等を行い、夢プランを作成して、最終的に協議会の設立に向けての支援を行っている。既に立ち上がっている地域においては、夢プランの実現に向けた協議会での活動実践の支援として、まちづくり協議会の役員会とかに職員が出向き、その中でいろいろな困り事とかを吸い上げて、関連する部署にも伝えながら、その都度対応していく形を取っている。

2つ目の地域の人材育成として、協議会の役員を対象とした研修が挙げられる。まちづくり協議会にはいろいろな部会があり、その部会からの情報交換とか、先進事例の講演、先進地視察などを行ったり、市職員、公民館職員を対象としたまちづくり協議会についての研修会を行ったりしている。

3つ目が、佐賀市全体的な啓発に関してだが、地域づくり交流連携事業として、この前開催した地域づくり交流会などを行いながら、ほかの地域の事例とか、情報交換をしていく場を提供するということである。

それから、「つながるさがし」という地域コミュニティサイトを運営している。こちらには、各まちづくり協議会に所属するライターがいるので、その方々が地域の情報をいろいろ発信していただいております、それをまとめたサイトとして、「つながるさがし」のホームページを設けている。

さらに、地域情報誌「ぐらんざ佐賀」という少し年配向けの雑誌があり、この中に毎回まちづくり協議会の情報を載せて、こういう活動をこの地域で行っているという情報を提供している。そういった「地域での実践、地域人材の育成、先進的な啓発」の3点が、地域コミュニティ推進事業による支援として市が行っている。

(委員長)

文言については、次回から条文ごとに議論をさせてもらうので、そのときにG委員の意見や説明を聞きたいと思う。

それから、副委員長に宿題を出しておくので、自治会とまちづくり協議会の関係とか、その役割について、次回以降、御説明をお願いしたい。今回、今できるところまで少しお考えをコメントいただきたい。まちづくり協議会も、自治会も両方されているので。

(副委員長)

まちづくり協議会をつくるときには自治会が主体になってつくり上げていった。それで、そのまま自治会長がまちづくり協議会の会長を兼務しているところと、会長が別にいるところとある。そういう少しぎくしゃくしているところも幾らか見受けられる。それをうまく整理していかないといけない。確かに先ほど委員長がおっしゃられたとおり、まちづくり協議会ができて、その中に全ての団体が入っていくということで、非常に変わっていつている。それで、各部会をつくっていく形で進んでいつている。体協や子ども会や老人会が勝手に動いていたのが一つのルールによって動いていくという形になってきているので、これもまた交流会でいろいろ話をしないと、うまくいつているところとそうでもないところとやはり格差が出てきている。ところで、現在、まちづくり協議会は何団体あるのか。

(馬場協働推進課長)

現在、30団体である。富士校区と三瀬校区の2校区がまだ立ち上がっていない。

(副委員長)

非常に富士は広くて、集落が点在し、自治会長は33人いる。一番少ない赤松校区で11人しかいない。赤松校区は単位が大きいから、向こうはぼつぼつあるから、それをまとめろというのが非常に難しい。そういうことで、まちづくり協議会がなかなかできづらいところがある。三瀬は大体進んできたのか。

(馬場協働推進課長)

今は、どちらかというと、富士のほうがまちづくりの準備委員会を立ち上げて、今日この後、プレの座談会をすところまで進んできており、11月頃をめどに立ち上げたいという要望があつている。三瀬は、一度準備委員会ができたが、一旦解散をしており、今、佐賀市からいろいろなところの情報提供をして、まちづくり協議会はこういうことをされていると

いうことを御案内している最中で、大分興味を持っていただけるようになってきていると思う。

(委員長)

先ほど私も条文を提起したが、まちづくり協議会にしっかりはまってしまったものだから、少し文言を上げていきたいという気がしてきており、個人的な理由のほうが大きいと思うが、そういうのも後で議論させていただくので、条文を少し触ったほうがよさそうな時期にきたなという感じもしているので、次回以降議論をお願いしたい。

最後に、H委員、説明をお願いしたい。

(委員H)

最初に、B委員からどうやって公募委員を選任するのかと言われたときに、私はどうやって選ばれたかと思いながら聞いていた。

私はやはり一市民としての立場ということを伝えた。自分の立場とかではなく、自分が本当に仕事も辞めてみたときにどうなのかなという意味で、今回の文章を読んだので、まず大前提として全般で書いているが、本当に何をどこまで明記するのかというのを私が捉え切れないままに読んだのかなと思う。私ははっきり言って市民としては文章が難しいと思う。これをきちんと読み取るということは、どういう形で市民におりてくるかが問題なのかなと思っている

だから、意見ということで出したが、私はこれが法的というか、行政的なものであれば、こういう文言なのだろうなと思いつつも、何か変えられないのかというのが自分の思いだ。

具体的に言うと、私は年齢や性別、先ほど国籍ということもおっしゃられたが、社会的弱者に対するものが総合計画の中ではちゃんと出ているが、何か文言だけを読むと、私がかみ切れなかったので、障がいの有無とかいう言葉も入ってもいいのかと思った。

確認票の下のほうにも書いているが、基本理念というのは私も本当に自分なりのこれまでの経験値がすごく少ないものだから、もう一回自治とは何だろうと、大学の講座の本とかを読みながらしたのだが、3つが機能しているとかということが書かれていた。学校現場ではその言葉を説明するときには同じ言葉は使わないと、説明するときには別の言葉ですするというのが自分の経験であったので、例えば、こういうのもありなのかなというような書き方をしている。これはそういう書き方だと言われたら、もちろん納得すると思う。

先ほども公共の福祉のことを言われたが、その辺、一般市民としては何を具体的にと思うことと、私自身はそこに書いているように人間が人間らしくとか、自分らしく生きられる、そのためにいろんな場面でというように思っているので、そういう文言はもちろん入ってはいるが、増進するということに具体的なものが見えるような、次の表示が必要なのかなと思う。

第3条と第26条に関しては確認票に書いているとおりなので、省きたい。

それから、第25条は子どもの人権を尊重し、最後、大人が認識をするのとともに書かれていたが、現にユニセフとか子どもの権利条約を私も子どもの前で説明する、自分の考えが言えるのだよとか勉強する権利を持っているのだよというのを実際大人たちはとか、私た

ち自身が分かっているのか、子どもというような見方をしているのではないか、1人の人間として尊重するという意味では、子どもの権利条約も資料として載せることができるのではないのかと思った。

第12条は、一人二役運動についてだが、私も調べたら、本当に社会的な役割を果たすということを強調したいがためにされているのか、市はこれだけ取り組んでいるということのアピールなのか、強調と一緒になのかもしれないが、すっきりしなかった部分がある。

全体を読んだときに、自分が一番イメージできなかつたのが、子どもたちが誇れるまちと文言が出ている。実際、学校現場にいたので子どもたちに聞いた。あなたの誇れるまち、どんなまちに住みたいのかと。やはり具体的には、物があるようなまちなのだ。でも、ある子が言ったことは、挨拶を地域の人がちゃんとしてくれる、声をかけてくれる、自然がいっぱいある、そして何だかほっこりすると言ったのを聞いて、この子たちすごいなと思った。目先は物なのだろうが、そこは田舎だけど、何かそういうようなものを私が文意から読み取れていないのだろうが、ここで皆様が前段で書かれているのか、その辺の意見を言われたのか、やはり考えられている姿がちょっとイメージすることが必要じゃないかなと思う。

安心して暮らし続けるというのは、経済的なものが一番だと思う。貧困問題にしても居住とかでも。実際、佐賀が今抱えている問題だとか、何か子どもたちに言わせると、意見を持っているが言えていない。それがずっと積み重なって、どうせ言っても一緒となっているように感じるときがある。

それから、協働の必要性は先ほども議論があった。何度も言うが、市町村合併があつて、地域で課題が違ふと思う。トータルで考えられない部分である。やたら人口が少なくなったとか、実際、税金が入らなくなつて、そうだと思うのだが、そこも見ながら資源活用とか、さっきの自然だとか、中山間地域、やはりそのあたりのことを何か伝えられるような、何かそういうのも必要かなと思う。もちろん皆様はそんなのはやっているよといわれるのだろうが、私が見損なっているのなら申し訳ない。

この最後の6点目は、最初に申し上げたので省略する。

(委員長)

特に、子どもへのまなざしとか子どもの視点というのが述べられていると思うが、今度議論をするとしても、やはりそのあたりの点については、議論すべきと感じている。

佐賀らしさというものを考えようということになったときに、各委員から任意に、ワークショップ的に出していただいた項目は60項目ぐらいになったと思う。例えば、歴史的な豊かさであるとか、有名な偉人を幕末期に生んだことであるとかを誇りにすべきだと。そこを書き込めという意見も強かつたし、それから平野の豊かさ、実りの豊かさを書くべきだと。その中から我々は結局2つだけ選んだ。1つはコミュニティである。地域を守り、コミュニティ活動がまだ健全に生き残っているということと、もう1つは子どもの教育ということである。教育というと、何か難しく、教育基本法があつて、教育委員会に逆らうことはできないという原則があるらしくて、「まなざし」くらいにしておけるとかと言われ、私も悔しい思

いでいたことがある。だから、子どもの視点というのが、一番大きな、未来に向けた視点というのが非常に大きい視点だから、委員のほうからも積極的にどこをどういうふうに新しい時代に向けて示していくかということが大きなテーマになり得るので、ぜひ次回以降、また提起をしていただければと思う。

B委員、公共の福祉について少しだけ説明してほしい。この議題は我々も使うし、日本国憲法の中でも重要なキーワードの一つだと思うが、公共の福祉はどういうふうに使われるのか。

(委員B)

憲法学で第13条の公共の福祉を説明するときには、あくまでも権利や利益の衝突を調整するための権利であると、こういう説明の仕方なので、先ほどG委員が指摘されたように、公共の福祉の増進のためというとき、憲法学でいう場合の公共の福祉と整合性を図る必要があるのではないか。

(委員長)

「公共の福祉に反しない限り」という表現法が普通に使われているが「公共の福祉を増進する」という表現の仕方があるのかということによいか。

(委員B)

もちろん、この条文の中で一貫しており、それで説明できればいいのだが、委員長が言われた「公共の福祉に反しない限り」という文言が条例に記載があり、同じ文言で違う意味を持っているというところがあるなら、議論する必要があるのかなと思う。

(委員長)

私たちは現場で公共の福祉というのがプラスの面でも、反しない限りの両面で使うものだから、公共の福祉に反しない限りというのは、わがままを言うなというときに使う。あなただけの意見が通るわけではないよと、みんなの合意の中で進めていっているのだから、あなただけ文句を言うなよということに使うし、今度はポジティブに言うときには、先ほどH委員も言われたみたいに、弱者を救済するというようなことを視点に入れなさいというときも使う、いろんなところで使われるから、B委員が言われるように、こら辺をどういうふうに整理するかというのは常に付きまとっている。便利な言葉なものだから、平気で両方で使ってしまうことを指摘されたのだと思うので、次回以降、事務局も悩んでみてほしい。どう扱うのが行政的な自治基本条例という言葉の使い方として正しいのかどうかというようなことを求める。

しかも、難しいと言われたのは、検討会議の第1回目から言われて、条例なので、法律用語的に書くとかと言われると逆らえなかったとか、です・ます調も使えないということもあった。そういうことも含めて、やはり制約がある中で我々もつくってきているので、これから議論をしていきたいと思う。

次回以降に議論するとして、一番大事なのはスケジュールで、こういう形でやるのは委員の皆さん方に了解してもらわないと、これから先の進行が分からなくなってくるので、事務

局から今後の条例検証の進め方について説明をお願いしたい。

(2) 条例検証の進め方について

(事務局)

次第の(2)に、自治基本条例検証委員会各回の審議内容(案)をつけている。次回以降は、資料の2のように条文ごとに議論を進めていきたいと考えている。

第3回のときに第2回委員会の振り返りと、条文に沿った検証として、前文から第2章ぐらゐまで、4回目のときに第3章以降の部分、そこで全般までいければ、そこまで進めたいが、全般的な意見の部分は5回目で話をさせていただいて、そこから答申に向けた議論の取りまとめを5回目、6回目で検証結果と答申書の作成を進めていきたいと考えている。

(委員長)

予定どおりにいくか分からないが、事務局としてはこういう形で審議を進めたいということについて了解いただけるか。そして、これぐらいの日程で進めていたとして、終期があるのか。

(事務局)

4年を超えない範囲ということなので、どんなに遅くても、来年3月までには終わらせなくてはならないということになると思う。

(委員長)

最後の答申が12月になっているが、あと1回ぐらいは委員会の開催が増えても大丈夫か。

(事務局)

議会にもかけないといけないので、やはりできるだけ12月までに終わらせたい。

(委員長)

進み具合を見て途中で開催するようなこともするので検討してほしい。

それでは、ゴールとしては12月答申を目指してやるが、もしかしたら、途中で開催する事も、進み具合を見てやるということで、一応このスケジュールでやることでよろしいか。

(全委員) 全員異議なし

(委員長)

まだ意見はあると思うが、今まで皆様の意見を聞かれて、こういうことを自分は言いたかったのだということがあると思うので、それは次回までに事務局の方に提出していただいて、自分としてももう少し言いたいところがある場合は言ってもらって構わないので、事務局はそれを受けて少し整理し直してもらってよいか。

(事務局)

意見をいただいた分は追加させていただきたい。

(委員長)

追加で入れてもらって、印刷し直してもらうことにするので、ほかの委員の方の意見も聞いてみてまだこういうことが問題だということがあれば、改めて提示したのをメールでいい

だろうから事務局に送信していただければと思う。

それでは、次回から本格的に逐条ごとに議論をして、文言のことについても検討していくということで、今回はこれで終了したい。

3 事務局連絡事項

第3回自治基本条例検証委員会は5月19日（水）14時から佐賀商工ビル4階A・G会議室で開催。委員の皆様へは改めて通知する。

4 閉会